

議案第26号

幕別町立学童保育所条例

幕別町立学童保育所条例（昭和44年条例第10号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業を実施するため、幕別町立学童保育所（以下「学童保育所」という。）を設置する。

（名称、位置及び定員）

第2条 学童保育所の名称、位置及び児童の定員は、次のとおりとする。

名称	位置	定員
はぐるま学童保育所	幕別町新町139番地3	50人
あすなろ学童保育所	幕別町札内青葉町185番地12	40人
つくし学童保育所	幕別町札内文京町28番地8	40人
つくし第2学童保育所	幕別町札内文京町28番地8	50人
やまびこ学童保育所	幕別町札内桜町132番地1	40人
ちゅうるい学童保育所	幕別町忠類白銀町384番地10	25人

（職員）

第3条 学童保育所に放課後児童支援員、その他必要な職員を置く。

（保育時間及び休日）

第4条 学童保育所の保育時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、臨時に保育時間及び休日を変更することができる。

（1）保育時間

- ア 学校の登校日 下校時から午後5時まで
- イ 学校の登校日以外 午前8時から午後5時まで
- ウ 土曜日 午前8時30分から午後5時まで
- エ 延長保育 土曜日を除き、午後5時から午後6時30分まで

（2）休日

- ア 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 12月31日及び1月2日から5日まで

ウ 3月31日

(入所の基準)

第5条 学童保育所に入所することができる者は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が幕別町保育の必要性の認定に関する条例（平成26年条例第14号）第3条第1項各号に規定する事由のいずれかに該当する者とする。

(入所)

第6条 学童保育所に入所しようとする児童の保護者は、入所の申込書を町長に提出し、利用の承諾を受けなければならない。

(入所の制限)

第7条 町長は、学童保育所に入所しようとする児童又は学童保育所に入所している児童が、次の各号のいずれかに該当するときは、学童保育所への入所を制限することができる。

- (1) 感染症又は悪性の疾患をもつ者
- (2) 心身が虚弱で学童保育所における保育に堪えられない者
- (3) 前各号に定める者のほか、入所を不適當と認めた者

(延長保育)

第8条 第4条第1号エに規定する延長保育を利用しようとする保護者は、延長保育の申請書を町長に提出し、承諾を受けなければならない。

(退所等)

第9条 学童保育所を退所させようとする児童の保護者は、町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、児童が正当な理由がなく1月以上通所しないときは、当該児童を退所させることができる。
- 3 町長は、第5条に規定する入所の基準に該当しなくなったとき、又は第7条各号のいずれかに該当すると認めたときは、学童保育所の利用を解除し、又は停止することができる。
- 4 町長は、前各項の規定に基づき利用を解除するときは、保護者に通知するものとする。

(費用の納付)

第10条 第6条の規定により入所した児童の保護者は、別表第1に定める保育に要する費用(以下「保育料」という。)を、毎月指定する期日までに納付しなければならない。

2 児童が月の途中に入所又は退所した場合の保育料は、前項に規定する金額に、当該在籍中の開所日数(開所日数が25日を超えるときは25日とする。)を25日で除して得た率を乗じて算出した額とする。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(保育料の減免等)

第11条 町長は、入所児童の保護者が別表第2の区分のいずれかに該当する場合は、前条の保育料を減免することができる。

2 保育料の減免を受けようとする者は、減免申請書を町長に提出しなければならない。

3 町長は、減免の承諾を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該減免の承諾を取り消し、既に減免した保育料の全部又は一部を追徴することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により減免の承諾を受けたとき。

(2) その他不相当と認められる事実があるとき。

(不服申立て)

第12条 保護者が第6条、第8条、第10条及び前条の決定に不服があるときは、決定の日から60日以内に不服の申立てをすることができる。

2 町長は、前項の規定による申立てがあったときは、申立ての日から15日以内に審査決定し、保護者に通知しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の幕別町立学童保育所条例の規定により学童保育所に入所している児童は、この条例の相当規定により入所している児童とみなす。

別表第1 (第10条関係)

保育料の額 (月額)	備考
4,500円	児童1人当たり

別表第2 (第11条関係) 保育料減免基準表

区分	減免額
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	全額
当該年度の市町村民税非課税世帯	3分の2の額
当該年度の市町村民税均等割のみ課税世帯又は当該世帯員全ての市町村民税所得割課税額の合計額が5,000円以下の課税世帯	3分の1の額
その他特別の理由があると町長が認めた世帯	町長が別に定める額

備考

- 1 減免は、当該減免申請のあった日の属する月分の保育料から適用するものとする。
- 2 この表において「生活保護法による被保護世帯」とは、生活保護費に係る収入の認定において、勤労収入を得るための必要経費として、就労に伴う子の託児費の認定を受けている場合は除くものとする。
- 3 この表において「当該年度の市町村民税均等割のみ課税世帯又は当該世帯員全ての市町村民税所得割課税額の合計額が5,000円以下の課税世帯」とは、前年分の所得税課税世帯を除くものとする。ただし、所得割を計算する場合には、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は、適用しないものとする。
- 4 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)及び所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ分について、廃止による減免の承諾に与える影響を可能な限り生じさせないよう、3により計算された税額を調整するものとする。